

## 幼稚園における子育てのための施設等利用給付の給付金額等の見直しについて

### 1 背景

令和元年10月から開始した国の幼児教育・保育の無償化に伴い、子ども・子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園（以下「新制度未移行園」といいます。）の保育料に対しては、一定の給付金（以下「施設等利用費」といいます。）が支給されており、区は、施設等利用費の上限額と区内私立幼稚園の保育料等に生じる差分について、補助金（以下「保護者補助金」といいます。）を上乗せ支給しています。

また、幼児教育・保育の無償化においては、幼稚園の預かり保育の保育料に対しても、保育の必要性の認定（子育てのための施設等利用給付認定）を受けた幼児が利用した場合には施設等利用費が支給されています。

この度、国において、今般の物価上昇や賃金動向等を踏まえ、令和8年10月から、施設等利用費の給付上限額を見直すことが予定されていることに伴い、幼稚園に関わる施設等利用費等の上限額を見直します。

### 2 国における施設等利用費の給付上限額の見直し内容（幼稚園関係）

項目	現行額	改定後	増
新制度未移行園	月額25,700円	月額28,000円	月額2,300円
預かり保育	月額11,300円 (日額450円)	月額12,300円 (日額490円)	月額1,000円 (日額40円)

### 3 私立幼稚園における施設等利用費等の見直し

#### (1) 保育料等に対する補助金（施設等利用費及び保護者補助金） 別紙

##### ア 経緯

新制度未移行園に通う保護者が負担する保育料等については、令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化の際に、施設等利用費の給付上限額と区内私立幼稚園の保育料等の平均額との間に生じる差分について、補助金を上乗せ支給することとしています。

施設等利用費の根拠法令である「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年5月17日法律第7号）」において、政府は法施行後5年を目途として施行の状況を勘案し所要の措置を講ずるとしていたことに伴い、区としても保護者補助金について国や都による措置内容等を踏まえ、見直しを検討することとしていました。

イ 今後の対応

国の施設等利用費における25,700円から28,000円への給付上限額見直しに加え、区内私立幼稚園等の令和8年度における上位、下位各2園を除いた保育料等平均月額(41,000円)と、施設等利用費の給付上限額(28,000円)の差を算定し、平均額に満たない区分の対象者について保護者補助金の金額を見直します。

補助区分	第1子	第2子	第3子以降
生活保護世帯	48,900円	48,900円	48,900円
区民税非課税世帯 又は区民税所得割非課税世帯	45,900円 (48,900円)	48,900円	48,900円
所得割課税額77,100円以下の世帯 [年収約360万円以下]	<u>41,100円</u> (45,900円)	43,800円 (48,900円)	48,900円
所得割課税額211,200円以下の世帯 [年収約680万円以下]	<u>41,000円</u>	<u>41,000円</u>	48,900円
所得割課税額211,201円以上の世帯 [年収約680万円以上]		<u>41,000円</u>	48,900円

※金額はすべて月額、( )内はひとり親世帯等に対する金額。

※下線部分は、現行から金額が見直される箇所。

(2) 入園料に対する補助金(保護者補助金) **別紙**

区では、令和元年度の幼児教育・保育の無償化を機に、他区の実施状況や公私較差の解消の観点等を踏まえ、入園料への補助金の交付を開始し、令和元年度から令和3年度にかけて、30,000円まで段階的に補助金を増額しました。

近年、区内私立幼稚園入園料が増額していることを鑑み、他区における私立幼稚園入園料補助の平均額も勘案し、入園料補助を70,000円まで引き上げることとします。

なお、在園する園児との急激な不均衡の防止や区財政への影響を考慮し、令和8年度には40,000円としたうえで、令和元年度の見直しと同様、段階的に増額していくこととします。

(3) 預かり保育料に対する給付金(施設等利用費)

国の施設等利用費の見直し内容のとおり、月額11,300円(日額450円)から月額12,300円(日額490円)へ上限額を引き上げます。

(4) 適用時期

(1)、(3)について

令和8年10月以降の利用に係る保育料から適用

(2) について

申請の時期等に関わらず、令和8年度の対象者全員に適用

#### 4 区立幼稚園における施設等利用費の見直し

(1) 預かり保育料に対する給付金（施設等利用費）

国の施設等利用費の見直し内容のとおり、月額11,300円(日額450円)から月額12,300円(日額490円)へ上限額を引き上げます。

(2) 適用時期

令和8年10月以降の利用に係る保育料から適用

#### 5 事業規模

(1) 私立幼稚園関係

<歳出> ※保護者補助金

24,904千円

(内訳)

保育料等に対する補助金 20,404千円

入園料に対する補助金 4,500千円

(2) 区立幼稚園関係

<歳出>

189千円

<歳入>

141千円

(内訳)

国：94千円(給付額の1/2)

都：47千円(給付額の1/4)

#### 6 今後のスケジュール(予定)

令和8年 6月 令和8年第2回港区議会定例会(補正予算案提出)  
保護者へのお知らせ

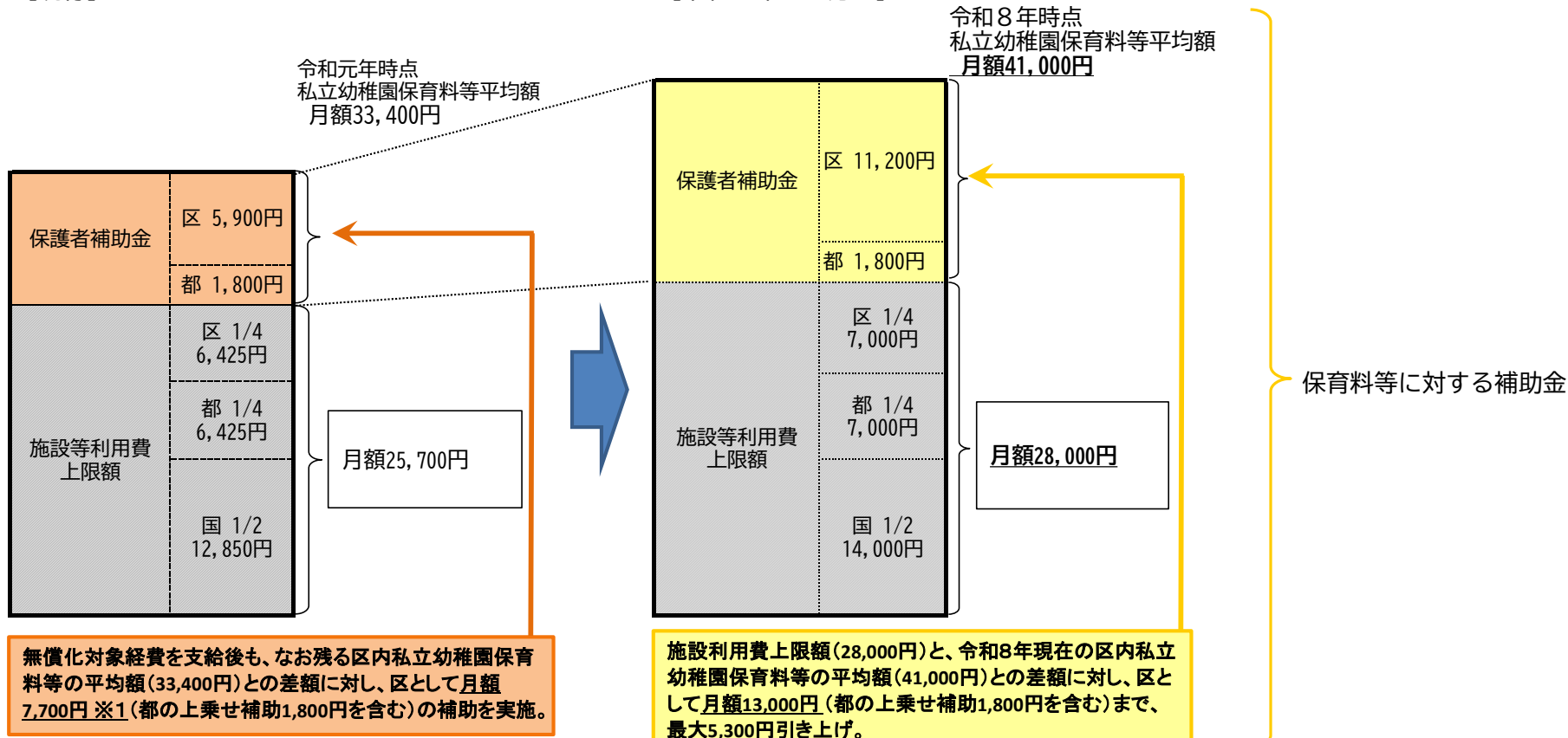
10月 見直し実施

○ 保育料等に対する補助金 ※及び入園料に対する補助金

※区民税所得割課税額211,201円以上（年収約680万円以上相当）世帯・第1子 モデル

【現行】

【令和8年10月～】



保育料等に対する補助金

【現行】

【令和8年4月以降の入園児～】

入園料に対する補助金(入園年度に年額3万円)  
 ※経過措置として、3年間で段階的に3万円まで増額することとし、令和元年度は1万円、令和2年度は2万円、令和3年度以降は3万円を補助。

入園料に対する補助金(入園年度に年額4万円)  
 区内私立幼稚園における入園料や、他区における補助金額を勘案し入園料補助の金額を、経過措置で段階的に7万円まで引上げ。

入園料に対する補助金